重要なお知らせ

島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業（学校、幼稚園）報告要領を見直しました

変更点

【これまでの対応】

■ 「島根県インフルエンザ防疫対策実施要領」・「島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業（学校、幼稚園）報告要領」により、インフルエンザ及びインフルエンザ様症状による閉鎖措置を報告することとなっていました。

【何が変わるのか？？】

■ 従来の「島根県インフルエンザ防疫対策実施要領」・「島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業（学校、幼稚園）報告要領」を廃止します

■ 国の「急性呼吸器感染症予防指針」に基づき、他の感染症と統一します

■ 出席停止や臨時休業の報告方法は継続します

■ 報告様式が変更になります（参考様式➡様式１、様式４➡様式２）

〔ポイント〕

この見直しは、インフルエンザだけでなく、他の感染症にも対応できるようにするためです。基本的な感染予防対策や臨時休業時の報告方法に変わりはありません。

【新たに明記となった要点】

■ インフルエンザ（インフルエンザ様症状を含む）以外の感染症も対象

■ 学校の設置者や学校での感染情報の適切な収集・活用

■ 学校内の感染まん延時の感染対策の実践

学校の設置者の皆さまへ

■ 地域の感染症流行状況を把握し、地域レベルで感染対策を行ってください。

■ 学校が臨時休業を実施した場合は、保健所と連携し、システムの入力内容の修正作業にご協力ください。

■ 学校で集団発生が生じた時には、保健所と連携し、学校でのまん延防止対策の実施にご協力ください。

学校の管理者へ

■ 学校保健安全法施行規則の学校において予防すべき感染症及びインフルエンザ様症状が対象となります。

■ 日常の丁寧な健康観察やシステムの活用等により、感染症の発生や流行の兆し等の早期発見に努めてください。

■ 出席停止や臨時休業を実施した場合は、システムやFaxで保健所に連絡してください。

■ 集団発生時には、学校の設置者や保健所と連携し、まん延防止を図ってください。

■ 具体的な報告方法等は、実施要領をご確認ください。

詳細は島根県薬事衛生課や管轄の保健所までお問い合わせください

令和８年９月作成